

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（案）に対する意見募集（パブリックコメント）実施要項

1 対象案件

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（案）

2 趣旨

愛知県条例では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設及び最終処分場の設置等を行う事業者に対し、関係住民への説明会の開催を義務付けています。しかし、関係住民への計画内容に関する情報提供が設置等の許可申請後の告示によってのみ行われているほか、説明会の内容についても住民に対し広く周知するための規定がないなど、住民に対する情報提供が不足していると考えられます。

こうしたことから、本町において産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等について定めることで、関係住民の理解を深めるとともに町民の生活環境の保全に資するため、産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（案）を作成しました。この条例（案）に対する町民の皆さんの意見を反映させるため、パブリックコメントを実施いたします。

3 条例案の主な内容

- ・事業計画の概要について、事業者から提出される事前協議書の内容を公告することで、愛知県への許可申請前に住民の皆さんに周知を図ります。
- ・関係住民の理解を得ることを目的とした意見交換会の開催を義務化します。
- ・意見交換会開催の結果を公告することで、広く住民の皆さんに対し情報を提供します。

4 意見募集の期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月30日（木）まで

5 縦覧場所

- (1) 町公式ホームページ
- (2) 役場本庁2階まちなみ環境課窓口
(土、日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分)
- (3) 町内各サービスセンター
(土、日、祝日を除く 午前9時00分～午後4時00分)

6 提出方法

「意見書用紙」若しくは、任意の様式に「南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（案）に対する意見」とご記入いただき、「宛先（南知多町長）」、「日付」、「住所」、「氏名」、「電話番号」及び「意見内容」を明記して下記の方法により提出してください。

- (1) メール (kankyo@town.minamichita.lg.jp)
- (2) 持参 役場本庁 2 階まちなみ環境課又は各サービスセンターの窓口
- (3) 郵送 ※10 月 30 日必着
〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
南知多町役場 まちなみ環境課 環境グループ宛
- (4) FAX 0569-65-0694

※口頭、電話での意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

7 公表資料

南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（案）.pdf

【参考】南知多町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する規則（案）.pdf

8 意見の取り扱い

内容を検討の上、制定等の参考とします。個別の回答は行いませんが、同様の意見を取りまとめ、町の考え方と合わせて公表いたします。また、提出された意見等のうち単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した案に関連のないものについては回答することができません。

9 個人情報の取り扱い

個人情報保護条例により非公開とされる記述は公表いたしません。また、提出者の住所、氏名、電話番号についても公表いたしません。